

## 平成25年第1回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成25年2月28日(木) 13時30分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第 1号 専決処分について(見附市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について)

議第 2号 専決処分について(見附市図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について)

議第 3号 専決処分について(見附市立学校施設設備使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

議第 4号 専決処分について(見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について)

議第 5号 専決処分について(見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について)

議第 6号 見附市教育センター設置条例の制定について

議第 7号 見附市教育センター運営規則の制定について

議第 8号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議第 9号 見附市教育委員会事務決裁規程及び見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について

議第10号 見附市立学校運営協議会規則の制定について

議第11号 見附市就学支援委員会規則の制定について

議第12号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第13号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

議第14号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて

議第15号 見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定に  
ついて

議第16号 見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第17号 平成25年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取に  
ついて

議第18号 平成24年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の  
原案について

議第19号 教職員（管理職）人事の内申について

○出席委員（5名）

委員 長 小林 弘武 君

委員 南雲 京子 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 中田 仁司 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長 森沢 亜土 君

教育総務課長補佐 星 正樹 君

学校教育課長補佐 神林 俊之 君

こども課長補佐 岡田 恵子 君

教育総務課主事 佐野 功次郎 君

13時30分開会

委員長

只今より、平成25年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は5名全員であります。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について、教育部長より説明願います。

教育部長

P5「平成24年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」に記載した通り、小林委員長は3月7日（木）西中学校と3月22日（金）今町小学校の2回、南雲職務代理は3月7日（木）見附中学校と3月22日（金）新潟小学校、武田委員は3月7日（木）南中学校と3月22日（金）名木野小学校、小倉委員は3月22日（金）見附第二小学校に臨席願います。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

## 委員長

報告事項2. 教育ソリューション in みつけ 2013について、3. 体罰実態調査の実施について、4. 平成25年度全国学力・学習状況調査の参加について、学校教育課長より説明願います。

## 学校教育課長

報告事項2. 教育ソリューション in みつけ 2013について、今年度で5回目の開催となり、最重要課題「確かな学力の定着」「地域とともにある特色ある学校づくり」をテーマとして、平成25年2月27日（木）に開催しました。県内外から250名を超える方々のご参加をいただき、見附市の取組を紹介すると共に、先進的な取組を進める他県の実践事例と関連しながら、各テーマに迫る議論が出来ました。多くの参加者から「これからの取組を考える上で、とても参考になった。」という声を頂戴する等、成功裏に終えることが出来ました。

報告事項3. 体罰実態調査の実施について、大阪市の高等学校において、体罰を原因とする痛ましい事故が発生したことを契機に、体罰に関する報道が連日なされています。文部科学省からの依頼により、新潟県下一斉においても、児童生徒、保護者、教職員を対象とした体罰の実態把握について、調査を行うこととなりました。見附市では、調査実施に先立ち、2月20日（水）に臨時校長会を開催し、調査内容、実施方法等の詳細について意見交換を図り、共通認識の下に調査実施されるよう確認しました。調査対象者は全児童生徒、保護者、教職員であり、調査内容は、平成24年4月1日から調査日までにおける体罰の有無、万が一体罰があった場合は「体罰の内容」「詳細」について調査します。調査結果に応じ、学校は聞き取りや事実確認を行い、見附市教育委員会に報告します。教育委員会では、各校の報告結果が体罰に該当するか否かを判断した上で、新潟県教育

委員会に報告します。各校の報告結果が体罰に該当するか否かの判断について、必要に応じて、外部の第三者に参画いただく等の手法も検討します。

報告事項4. 平成25年度全国学力・学習状況調査の参加について、平成25年度は全国悉皆調査となり、小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒を対象に実施します。教科は、国語・算数・数学であり、「教科に関する調査」と学習意欲、生活習慣等に関する質問紙調査を実施します。実施日は、平成25年4月24日(水)です。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

報告事項3. 体罰実態調査の実施について、体罰に該当するか否かの判断にあたり「参画いただく外部の第三者」として、どの様な方を想定しますか。

学校教育課長

人選等については現在検討中であり、一例として、人権擁護委員等を想定します。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項5. 中央保育園民営化について、6. 庄川保育園の閉園について、こども課長より説明願います。

こども課長

報告事項5. 中央保育園民営化について、移管先が決定したので報告します。P6をご覧ください。応募があった法人は、芳香稚草園（長岡市）の1法人のみでした。芳香稚草園の概要は、昭和3年7月に季節託児所「芳香稚草園」として発足、昭和23年1月に児童福祉施設として国の認可を受け、昭和27年には保育所運営を行う社会福祉法人としての認可を受けております。今後の移行手続きとして、新年度になりましたら保護者説明会を開催します。また、教育委員会及び市議会へ「見附市立保育園設置条例の一部改正条例」と「財産の無償譲渡及び無償貸与について」議案を上程し、議案議決を受けて「保育所運営に関する協定書」「建物等無償譲渡契約書」「土地使用貸借契約書」を締結する予定です。選定の経緯として、平成24年12月22日（土）に市役所大会議室で選定委員会を開催し、事前提出書類と公開プレゼンテーションでの質疑を実施し、選定委員会の審査を経て、決定しました。採点結果はP9に記載したとおりです。

報告事項6. 庄川保育園の閉園について、平成25年3月31日で庄川保育園を閉園することとします。閉園に当たり、3月25日（月）の卒園式終了後に、閉園式を行います。現在、庄川保育園に在園する園児は16名で、そのうち今年度卒園する年長児は4名です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

日程第3 議第1号 専決処分について（見附市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について）、議第2号 専決処分について（見附市図書館運営規則

の一部を改正する規則の制定について)、第3号 専決処分について(見附市立学校施設設備使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)、議題とします。まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

「議第1号 専決処分について(見附市公民館運営規則の一部を改正する規則の制定について)」から「第3号 専決処分について(見附市立学校施設設備使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)」まで、一括で説明します。

「見附市体育協会」がNPO法人「見附市スポーツ協会」に変更したことに伴う、関係規則の記載変更です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

続いて、議第4号 専決処分について(見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について)、議第5号 専決処分について(見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定

について)、議題とします。こども課長より説明願います。

#### こども課長

議第4号 専決処分について（見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について）、P22をご覧ください。配偶者からの暴力被害に対する医療費の助成について、新たに裁判所等の保護命令が発令されれば助成することとしたことに加え、児童福祉法の改正等に伴い関係する文言を修正するものです。新旧対照表のうち、「ひとり親家庭」を定義する第2条第3項に第6号を加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」規定による命令を受けた児童の父母等の家庭を追加しました。その他、児童福祉法の改正等に伴う文言等の修正を行ったものです。附則において公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用します。ただし、新たに加えた第2条第3項第6号の規定により対象となる者については、9月1日から適用するものです。

議第5号 専決処分について（見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について）、P26をご覧ください。所得税法の改正により、これまでの特定扶養親族の対象者（16歳以上23歳未満）から「16歳以上19歳未満の者」が除外されましたが、その影響で所得制限限度額が引下げにならないようにする為、また、受給者証から「ひとり親家庭等」の記載を削除する為、関係様式の改正を行うものです。新旧対照表において、記載を「受給者証交付（更新）申請書」「受給者証」に変更するものです。附則第1項において公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用します。附則第2項において、要綱第2条第3項第6号の規定により新たに加えた対象者が平成24年12月31日までの間に受給者証の交付を申請した場合の有効期間は、平成24年10月1日又は要件に該当することとなった翌月の初日のいずれか遅い日からとするものです。附則第3項において、現在ある様式は、補正して使用することが出



来るものとしします。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認及び決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

委員 長

次に、議第6号 見附市教育センター設置条例の制定について、議第7号 見附市教育センター運営規則の制定について、議第8号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、議第9号 見附市教育委員会事務決裁規程及び見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について、議題とします。教育部長より説明願います。

教育部 長

「議第6号 見附市教育センター設置条例の制定について」から「議第9号 見附市教育委員会事務決裁規程及び見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について」まで、一括して説明します。

「ふるさと見附を愛する子どもの育成」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成」を基本方針とし、見附市の乳幼児、児童、生徒の連続した18年間の成長・発達における学習指導、生徒指導、保護者支援の体制一元化を図り、教育・子育て支援の充実を目的として、「見附市教育センター」を設置するものです。

議第6号 見附市教育センター設置条例の制定について、第1条で「設置」、第2条で「名称及び位置」について制定し、第3条では教育センターが行う事業を列記します。附則において平成24年4月1日から施行するもので、同時に「見附市立理科教育センター設置条例」を廃止します。

議第7号 見附市教育センター運営規則の制定について、こちらも、教育センターの運営に関する事項を制定したものであり、附則において平成25年4月1日から施行し、「理科教育センター運営に関する規則」を廃止します。

議第8号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、現行規則の「理科教育センター」という記載を、「教育センター」に改正します。

議第9号の 見附市教育委員会事務決裁規程及び見附市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の制定について、議第8号と同様、現行規程の「理科教育センター」という記載を、「教育センター」に改正します。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

「理科教育センター」から「教育センター」に改正する1番の目的は何ですか。

教 育 部 長

「見附市教育センター運営規則」第4条に記載する通り、教育支援部、科学教育部、子育て教育相談部を新設することで、組織的に、連続した18年間（乳幼児～生徒）に亘る学習指導、生徒指導、保護者支援を図ります。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。なお、議第6号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

委 員 長

次に、議第10号 見附市立学校運営協議会規則の制定について、議第11号 見附市就学支援委員会規則の制定について、議第12号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第13号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

議第10号 見附市立学校運営協議会規則の制定について、制定主旨は、第2条に記載した通り、「学校運営に関して市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と地域住民との信頼関係のもとに、一体となって学校運営を改善し、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現することを目指す」ものです。附則により、平成25年4月1日から施行します。

議第11号 見附市就学支援委員会規則の制定について、文部科学省「中央教育審議会」答申により、障害の有無等で画一的に就学先を決めることなく、本人や家庭の要望を十分に踏まえて決定する旨が示された為、現行「就学指導委員会規則」を改め、「就学支援委員会」として規則を制定するものです。附則により、平成25年4月1日から施行します。

議第12号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、現行「別表」中の下線部分を、「改正案」の通り改めるものです。「学校運営協議会委員」の記載を加え、現行「就学指導委員」という記載を「就学支援委員」に改めるものです。附則により、平成25年4月1日から適用します。

議第13号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、第29条の4に、「学校運営協議会」に関する記載を加えるものです。附則により、平成25年4月1日から施行します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。なお、議第12号は条例の一部改正ですので、市議会に提出することにいたします。

委員長

次に、議第14号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議第15号 見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第16号 見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議題とします。こども課長より説明願います。

こども課長

議第14号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、P49をご覧ください。近年、児童数が減少しており、現状に合わせた定員に見直すことに伴い「別表」を改正し、併せて庄川保育園を閉園する為、庄川保育園に関する記載を削除するものです。附則において、平成25年4月1日から施行するものです。

議第15号 見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、P50をご覧ください。この要綱は、延長保育について規定する要綱であり、要綱名を分かり易くする為、「特別保育実施要綱」から「延長保育事業実施要綱」に改めます。また、第1条において、文言の修正、見附保育園の延長時間の見直し、庄川保育園に関する記載の削除を行います。附則において、平成25年4月1日から施行するものです。

議第16号 見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、P51をご覧ください。現在、一時保育を実施している「庄川保育園」を閉園し、代わりに本所保育園、名木野保育園で一時保育を実施する為、要綱の内容を改正するものです。実施保育園を規定する第4条を改正するとともに、第5条については、議第15号で説明した要綱の名称改正に合わせて、引用する要綱名を改正します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小倉委員

議第15号 見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、市民から見附保育園延長保育に関する要望があったことを踏まえた改正ですか。

こども課長

既に延長保育を実施している本所、中央、桜保育園の原状を踏まえ、見附保育園でも延長保育実施を望む要望があった為、改正します。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

次に、議第17号 平成25年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について、議題とします。初めに教育部長から趣旨説明をしてもらい、続いて関係課長に説明を求めます。

教育部長

配布資料P9に記載した通り、平成25年度予算額は14,170,000千円であり、対前年度当初予算-5.7%(-860,000千円)です。予算内訳として、「10款・教育費」は、1,134,666千円で、対前年度予算額の+1.1%(+12,409千円)です。

平成25年度の、教育総務課の主要事業についてご説明します。P12「学校給食での食育推進」は、小中学校及び特別支援学校で「7分付きの米飯給食」を実施する新規事業です。

P24「校庭芝生化事業」について、平成25年度に見附小学校、今町小学校

の校庭に芝生を新設し、全小学校の芝生化を実現します。「小学校体育館天井耐震化事業」について、新潟小学校、上北谷小学校の体育館天井耐震化を実施します。

「小中学校トイレ洋式化事業」について、快適な学校生活を提供出来るよう、全校それぞれ50%を目標に、トイレ洋式化に取り組めます。

#### 学校教育課長

P24 「学校運営協議会（コミュニティスクール）事業」について、地域と共に学校づくりを推進する為、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会（コミュニティスクール）」を設置するものです。

「見附18年教育推進事業」について、乳幼児～生徒の連続した18年間を通して「ふるさと見附を愛する子ども」を育てる為、これまで個別事業として実施した事業（四つ葉運動、キャリア教育、副読本「みつけ塾」の活用等）を1事業に統括します。

#### こども課長

P23 「児童措置費」は、保育に欠ける児童の保育を行う為の経費を計上しており、さらに仕事と子育ての両立を支援する為、保護者の就労等の事情により他市町村にある保育園に入所を委託する「広域入所児童運営委託事業」や私立保育園に対する未満児保育・延長保育への補助事業を行います。幼稚園に就園する保護者に対しては、所得に応じて保育料を補助する「私立幼稚園就園奨励費補助事業」を実施し、放課後等に小学校児童を預かる放課後児童クラブを委託する「放課後児童健全育成事業」では、新潟地区に新たに「わかば学童クラブ」が設置され、市内8箇所で行うこととします。

「子どもの医療費助成事業」では、平成25年9月から「通院医療費助成対象者」を、これまでの小学校就学前児から、小学校3年生児童まで拡充します。「妊婦健康診査助成事業」は、引続き全ての妊婦に対して、14回助成します。また、

不妊に悩む方への「特定治療支援事業」では、予算額を増額し、妊娠を望む方の経済的負担の軽減を図ります。「こどもの感染症予防事業」について、今年度から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種も定期接種として実施することとし、感染症の予防に取り組めます。今年度制度改正があった「児童手当」については、現行制度と同内容で実施します。

#### まちづくり課長

P25「公民館自主事業」では、「現代的課題」等について事業展開します。「ハッピー・リタイアメント事業」では、「悠々ライフ」として年間250講座を開催し、約4,800名の参加を得る事業を継続します。「アルカディア音楽祭補助事業」について、平成24年度に比べ予算額が減額しますが、これは、平成24年度「アルカディア創立20周年」事業費として加算した予算額が、従前（通常年度）程度の予算額に減額するものです。「運動公園テニスコートの改修」について、スポーツ振興くじ(toto)助成金を得て、コート5面の人工芝生を張替えます。「総合型地域スポーツクラブ事業」では、事業実施する団体に補助金を支出します。

P26「地域ジュニア競技育成事業」について、競技力向上を目的に、市内3団体に補助金を支出します。「地域自治推進事業」について、既に7地区でコミュニティが立上がり、平成25年10月を目途に「今町町部地区コミュニティ」立上げを目指します。「市民活動支援補助事業（テーマコミュニティ）」について、予算額を前年度比500千円増額し、3箇年事業として、NPO法人の活動支援に取り組めます。

P27「みつけドットコム支援事業」について、見附市HPのリニューアルに伴い、「みつけドットコム」サーバの入替、修繕を実施します。「姉妹都市交流事業」として、マイリンケ市（ブラジル）にJICA事業として防災支援、防災指導に行く団体に同行すると共に、「姉妹都市40周年記念式典」に参加する為の関係



課（企画調整課、まちづくり課、消防本部）職員の派遣経費を計上します。「市民国際交流推進事業」について、ダナン市（ベトナム）への中学生派遣事業及び、ダナン市民の受入れ事業を実施します。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

教育総務課の「小学校体育館天井耐震化事業」について、新潟小学校、上北谷小学校の体育館天井耐震化を終えると、市内全校の体育館天井耐震化が完了しますか。

教 育 部 長

お見込みの通り、平成24年度に2校、25年度に2校耐震化を完了することで、市内全校の体育館天井耐震化が完了します。

委 員 長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

委 員 長

次に、議第18号 平成24年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、一括して議題とします。関係課長に説明を求めます。

## 教 育 部 長

P54「教育委員会事務局一般経費」について、補正要求額376千円は、教育センター設置にあたっての事務用備品の購入、外線・内線電話の整備、看板等の設置費用です。

P55「埋蔵文化財発掘調査事業費」について、補正要求額が0千円です。作業員の退職、重機委託料の減額に伴う執行残額を、耳取遺跡発掘調査における遺物の出土量増加に伴う整理用具（テンバコ等の消耗品）追加購入に充てる、予算内の組替えです。

P56「民俗文化資料館費」について、補正要求額72千円は、臨時職員の昇給に対応する為、計上するものです。

P57「給食センター運営費」について、補正要求額2,240千円は電気、ガス、水道等使用料の増加に伴う計上です。

## 学校教育課長

P58「中学校就学援助費補助事業費」について、400千円の補正です。準用保護認定者、修学旅行費支給者の増加に伴う計上です。

P59「中学校教育振興事業費」について120千円の補正です。「中学校体育対外試合生徒輸送費補助金」について、上位大会出場が増加したことに伴う計上です。

## こ ども 課 長

P60「ひとり親家庭自立支援事業」について、871千円の減額です。減額理由は、当初予算に計上していた「高等技能訓練促進費等給付事業」対象者2名のうち1名が、都合により休学することとなった為です。

P61「放課後児童健全育成事業費」について、6,118千円の減額です。減額となった主な理由は、当初予算に計上していた「新潟保育園学童クラブ」が

閉所した為、また、「今町学童保育クラブ」「葛巻めだか学童クラブ」「かぜの子学童クラブ」の利用児童数が減少し、基準額が減少したことによる減額です。

P6 2 「児童措置事業費」について、6, 3 0 8千円の減額です。パート保育士賃金及びシルバー人材センター委託料の実績見込みにより減額するもので、内訳は、パート保育士の賃金等4, 3 0 8千円、シルバー人材センター委託料2, 0 0 0千円を減額するものです。

P6 3 「へき地保育所運営費」について、3, 0 0 0千円の減額です。委託料に含まれる人件費のうち、正規職員1名の退職補充を臨時職員で対応したことにより、差額を減額するものです。

P6 4 「児童扶養手当等交付事業費」について、2, 4 8 9千円の減額です。児童扶養手当の実績見込みにより減額するものです。

P6 5 「児童手当等交付事業費」について、6 9, 5 4 5千円の減額です。当初予算で見込んだ手当の見込額より、実績が少なくなる為の減額です。

P6 6 「子どもの感染症予防事業費」について、1 0, 0 0 0千円の減額です。子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の予防接種者数が、当初見込み人数より少なくなった為、減額するものです。

P6 7 「私立幼稚園就園奨励費」について、1, 0 0 0千円の減額です。所得階層区分が高い世帯（減免額が少ない世帯）が多かった為、補助金額が減少したものです。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委 員 長

次に、議第19号 教職員（管理職）人事の内申について、議題とします。

この議案については、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めます。

これよりお手元に配布する議案書については、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布しますので、了承をお願いします。

■ここから非公開審議■

委 員 長

それでは、提案理由の説明を教育長にお願いします。

教 育 長

教育長より、議第19号「教職員（管理職）人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり内申することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委 員 長

ここで、非公開と決定しました議第19号の審議が終了しました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成25年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員